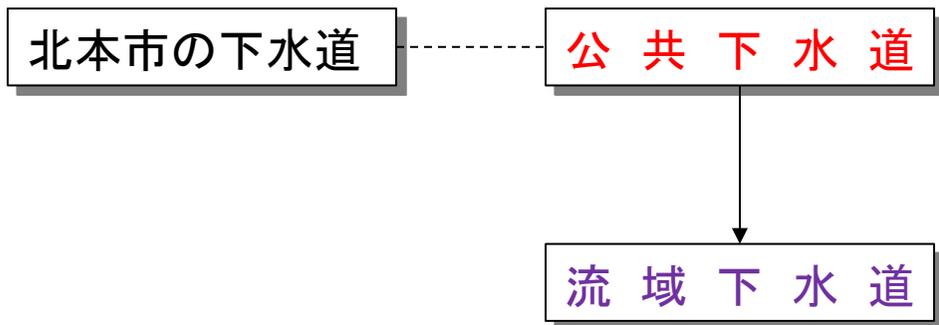


北本市公共下水道事業の現状等について

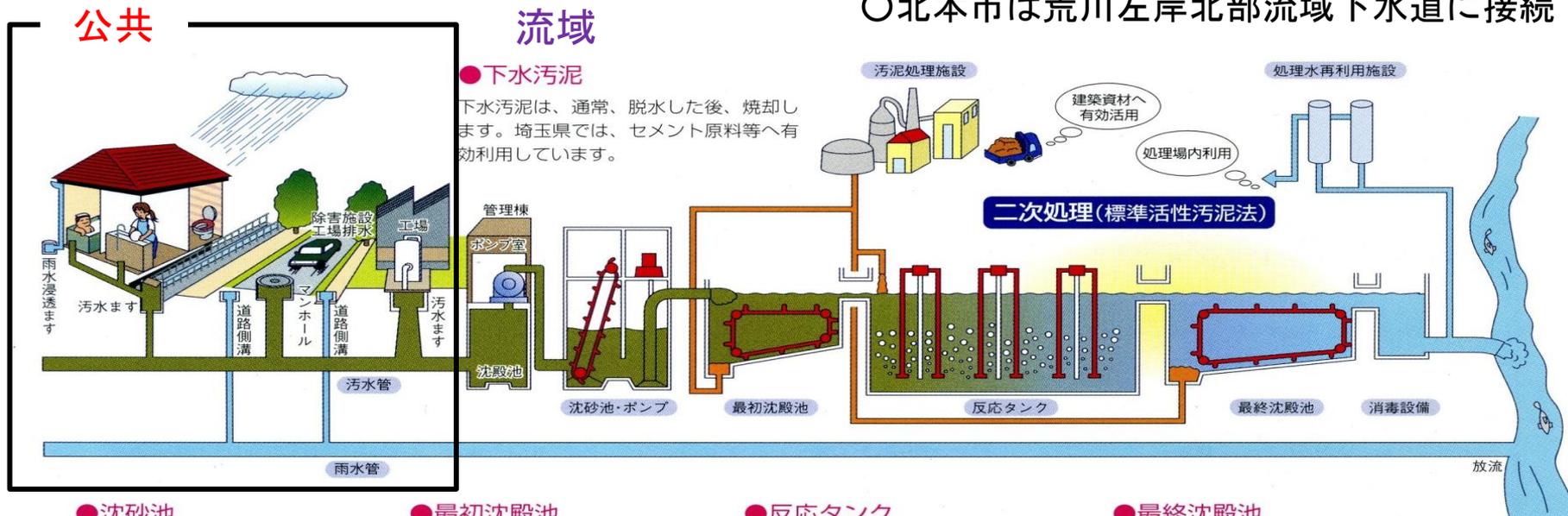
1 北本市公共下水道の現状	1
2 下水道事業を取り巻く環境の変化	11

1 北本市公共下水道の現状

1-1 下水道の種類と仕組み



- 市が建設・管理する下水道管や中継ポンプ場など流域下水道に接続するまでの施設
- 雨水と汚水を別々に処理する分流式
※雨水処理費の財源は市税等（一般財源）
汚水処理費の財源は下水道使用料
- 2つ以上の市町村の区域で下水を終末処理場にて一括処理するもの
- 北本市は荒川左岸北部流域下水道に接続



●沈砂池

汚水管から流れてきた汚水は、ここを通る間に土砂類が沈み、大きなゴミはスクリーンによって取り除きます。

●最初沈殿池

汚水をゆっくり流し、沈殿しやすいゴミを取り除きます。
(沈殿時間 およそ1.5時間)

●反応タンク

微生物は、汚水中の有機物を栄養として吸収します。この働きを助けるため、たくさんの空気を送り込みます。
(滞留時間 およそ6~8時間)

●最終沈殿池

微生物(活性汚泥)と水を分離させます。その後、水は消毒して川へ放流します。池の底に沈んだ活性汚泥は、反応タンクへ送り返され、余ったものは汚泥処理施設で処理します。
(沈殿時間 およそ3~4時間)

1 北本市公共下水道の現状

参考：荒川左岸北部流域下水道(元荒川水循環センター)

(令和5年度)

流域関連市	処理面積 (ha)	供用区域内人口(人)	人口普及率(%)
熊谷市	1,736	89,594	53.2
行田市	945	45,146	57.8
鴻巣市	1,505	92,795	78.9
桶川市	822	61,664	83.0
北本市	630	49,083	75.0
計	5,638	338,282	67.2

資料：令和5年度埼玉県流域下水道維持管理事業概要

元荒川水循環センター（桶川市）



資料：元荒川水循環センターホームページ

1 北本市公共下水道の現状

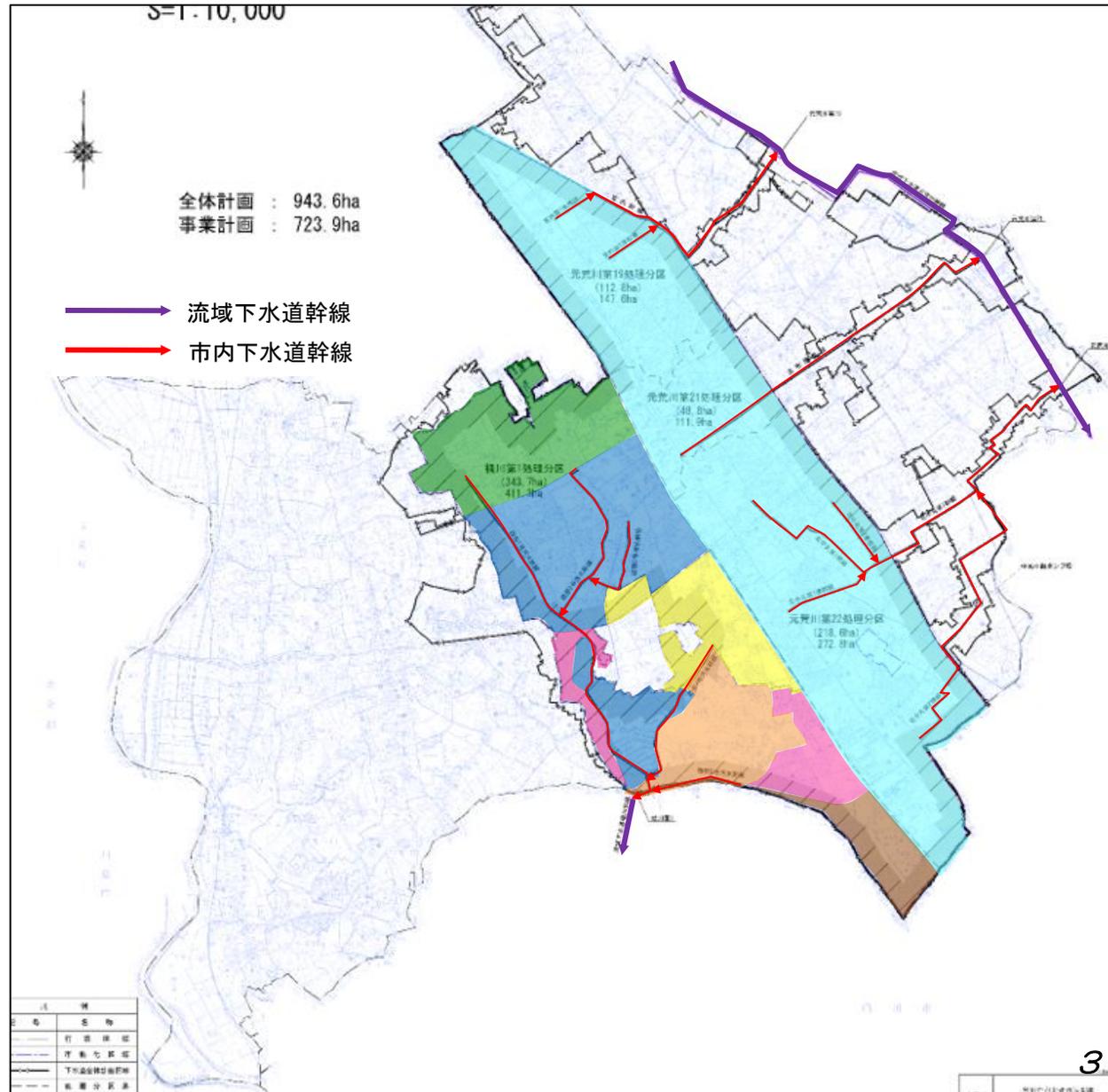
1-2 下水道計画の状況

○公共下水道は事業計画を定め、都道府県知事と協議のうえ、整備を行う。

○現在の事業計画認可面積は723.9ha

事業計画認可面積の変遷

	事業認可 年月日	事業計画 認可面積
	S49. 8. 13	380.0ha
	S62. 1. 13	116.0ha
	H 4. 2. 7	72.0ha
	H 7. 3. 14	41.0ha
	H10. 11. 17	47.0ha
	H13. 3. 6	26.0ha
	H23. 3. 11	41.9ha

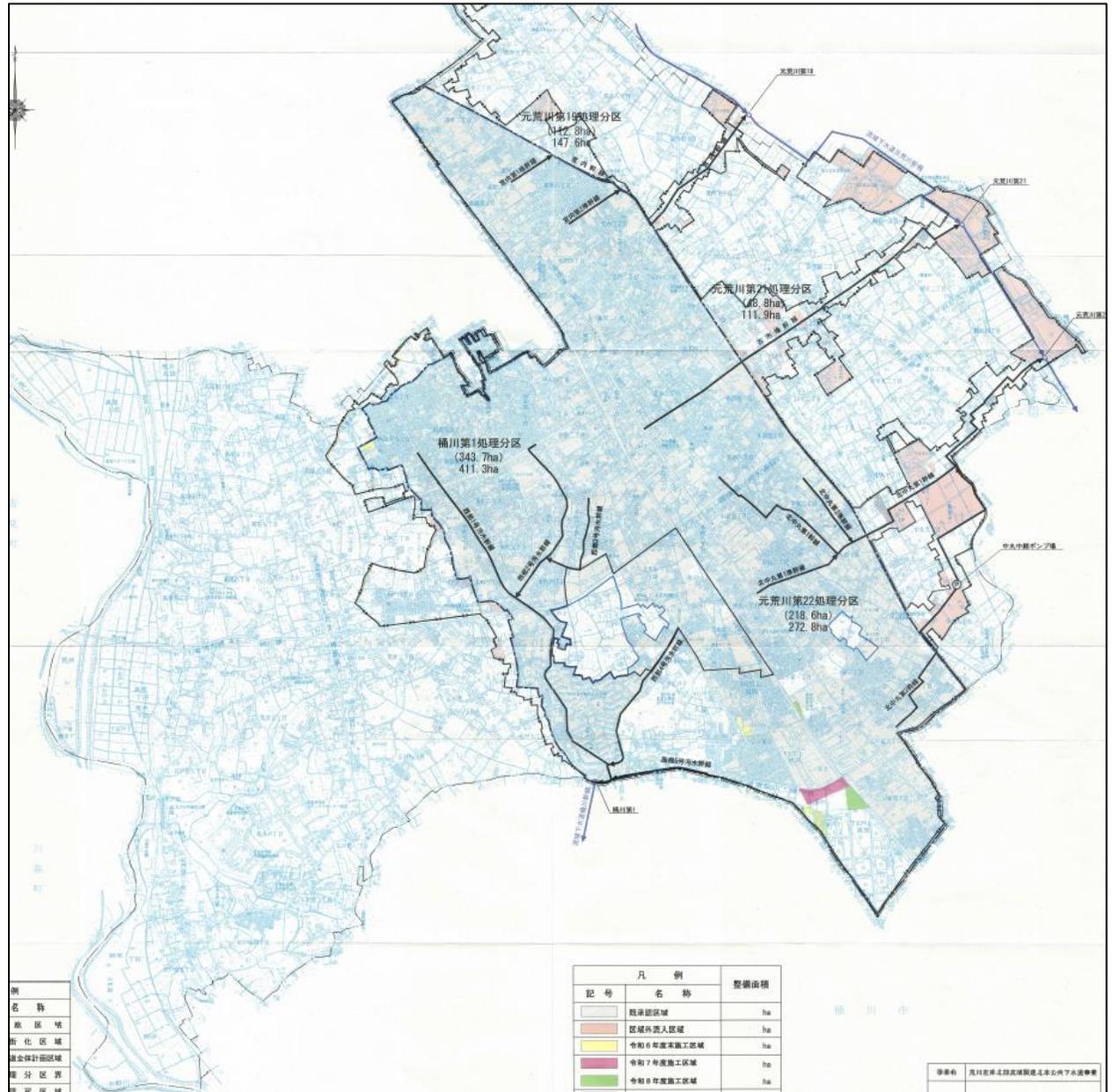


1 北本市公共下水道の現状

1-3 整備状況(令和6年度末)

○事業計画認可面積 (723.9ha) に対する整備済面積は632.7ha

○整備率は87.4%



1 北本市公共下水道の現状

1-4 施設の老朽化

○本市の下水道は、昭和49年度から建設事業を開始し、供用開始から44年経過している。
そのため、今後は、保有する施設の老朽化による維持管理や更新事業に多額の費用が必要になる。

●クラックからの浸入水写真（TVカメラ調査結果より）



拡大



1 北本市公共下水道の現状

1-5 下水道使用料と経費回収率

(1) 現在の下水道使用料

- 下水道使用料は、汚水排除量(通常は水道水の使用水量)に応じ、使用料算定基準で計算した額に1.1を乗じた額。汚水排除量が多くなると、1m³あたりの使用料が上がる仕組み。
- 下水道使用料は、原則として2か月に一度、上水道料金と合わせて桶川北本水道企業団が請求するが、上水道料金の計算とは関係がない。

下水道使用料算定基準(1月につき)

種類	汚水排除量	金額(円)
基本使用料	～ 8m ³ まで	700
超過使用料	8m ³ を超え20m ³ まで	115
	20m ³ を超え30m ³ まで	120
	30m ³ を超え40m ³ まで	125
	40m ³ を超え50m ³ まで	130
	50m ³ を超え100m ³ まで	140
	100m ³ を超え500m ³ まで	150
	500m ³ を超えるもの	160

資料：北本市公共下水道使用料条例

1 北本市公共下水道の現状

○荒川左岸北部流域下水道管内では、一般的な家庭における下水道使用料は、北本市が最も低い。

一般的な家庭における下水道使用料（2ヶ月40m ³ 税込）				
北本市 (R6. 6. 1～)	熊谷市 (R5. 4. 1～)	桶川市 (R6. 4. 1～)	行田市 (R7. 3. 1～)	鴻巣市
4,576円	5,170円	5,456円	4,884円	4,620円

※カッコ書きは、直近の下水道使用料改定時期

（2）経費回収率

○経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標。

○この指標は、使用料で回収すべき経費を、全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要。100%を下回っている場合、汚水処理にかかる費用が、使用料以外の収入により賄われていることを示す。

○使用料で賄えない汚水処理にかかる費用は、下水道を使用していない人を含む市民が納める市税等により賄っている。この状況は、受益者負担の観点から好ましくない。

○保有する施設の老朽化による維持管理や更新事業に多額の費用が必要になるとともに、人口減少に伴い下水道使用料収入の減少が見込まれることから、経費削減に取り組むとともに、使用料の見直し・改定を検討する必要がある。

1 北本市公共下水道の現状

○荒川左岸北部流域下水道管内では、北本市の経費回収率は、2番目に低い。

令和6年度末 経費回収率				
北本市	熊谷市	桶川市	行田市	鴻巣市
75.15%	100.19%	85.37%	73.22%	76.13%

(3) 下水道使用料の改定の経緯

○下水道使用料の徴収は昭和56年度から実施され、平成元年度、平成9年度は消費税による増税分の上乗せ、平成16年度と平成21年度は下水道使用料の改定が実施された。

○平成25年度に下水道使用料水準の適正化を検討したが、平成26年度の消費税による増税分の上乗せだけで改定を見送った。

○令和2年2月に前回の審議会から、下水道使用料の改定について答申をいただき、令和2年中に改定予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期となった。

○令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことから、令和5年12月議会に使用料改定のための条例改正案を上程し、可決されたことで、令和6年6月に使用料改定を実施した。

1 北本市公共下水道の現状

○令和6年6月の使用料改定は、経費回収率80%を目指したものでしたが、電気料金の高騰や物価上昇等により、埼玉県が運営している汚水処理場での汚水処理水量に応じて埼玉県に支払う流域下水道維持管理負担金の単価が、令和6年度に、38円から46円にプラス21.1%の増額改定となったことなどから、令和6年度末の経費回収率は75.15%に留まっている。

広報きたもと令和6年2月号

北本市ホームページ

注目 1 6月から下水道使用料が変わります

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するため、令和6年6月から下水道使用料を改定します。下水道使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

建設課下水道業務担当 ☎594-5555

なぜ改定が必要なの？

A. 市では、平成21年から約15年にわたり、経費削減に努め、現行の下水道使用料を維持してきました。しかし、現在の下水道使用料収入だけでは下水道サービスにかかる費用を賄えず、不足分は下水道を使用していない人を含む市民の皆さんが納める市税等から補っている状況です。さらに、今後も人口減少等による下水道使用料収入の減少や施設・設備の老朽化による更新費用の増大が見込まれており、下水道サービスの維持には事業の健全化が必要なためです。

上水道料金も高くなるの？

A. 下水道使用料のみの改定であり、上水道料金に変更はありません。

詳細は市ホームページをご覧ください。



新使用料への切り替え時期

下水道使用料は上水道の使用水量を基に算定し、原則として2か月に一度、上水道料金と合わせて桶川北本水道企業団が請求します。令和6年6月使用分から新使用料になります。



使用料算定基準

1か月の汚水量に対する金額(税別)

基本料金	汚水量		旧	新	差額
	~8m ³ まで				
	~8m ³ まで		600円	700円	+100円
	8m ³ を超え20m ³ まで		100円	115円	+15円
	20m ³ を超え30m ³ まで		105円	120円	+15円

お手元の検針票と比較すると、改定後の使用料を確認できます



令和6年6月から下水道使用料が変わります

いいね! シェアする 投稿

更新日：2024年01月26日

将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するため、令和6年6月から下水道使用料を改定します。下水道使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

改定が必要な理由

市では、平成21年から約15年にわたり、経費削減に努め、現行の下水道使用料を維持してきました。

しかし、現在の下水道使用料収入だけでは下水道サービスにかかる費用を賄えず、不足分は下水道を使用していない人を含む市民の皆さんが納める市税等から補っている状況です。

さらに、今後も人口減少等による下水道使用料収入の減少や施設・設備の老朽化による更新費用の増大が見込まれており、下水道サービスの維持には事業の健全化が必要なためです。

新使用料への切り替え時期



1 北本市公共下水道の現状

(4) 前回審議会（H30年8月～R2年2月）の検討結果

令和2年2月18日

下水道使用料の改定に関する答申書（抜粋）

北本市下水道事業審議会の意見を取りまとめ、下水道使用料の改定について、別紙のとおり提案する。
 この提案は、下水道事業の経営の健全化を満足させるものではないが、健全化に向けた第一歩となるよう希望するとともに、今後も事業経営の効率化に努め、健全化に向けた取組を推進されるよう望む。

使用料の改定について（提案）

下水道使用料体系 (1ヶ月)			
汚水排除量		使用料 +100円	
		現行	提案
～ 8m ³ まで	(基本使用料)	600円	700円
9m ³ ～ 20m ³	超過使用料 (1m ³ 当たり)	100円	115円
21m ³ ～ 30m ³		105円	120円
31m ³ ～ 40m ³		110円	125円
41m ³ ～ 50m ³		115円	130円
51m ³ ～ 100m ³		125円	140円
101m ³ ～ 500m ³		135円	150円
501m ³ ～		145円+15円	160円

北下審収第1号
令和2年2月18日

北本市長 三宮幸雄様

北本市下水道事業審議会
会長 秋葉清

下水道使用料の改定に関する答申書

令和元年10月18日付け、北都下発第134号で諮問のありました下水道使用料の改定について、当審議会で慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1. 本市公共下水道事業の現状

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業であり、一般会計との適切な経費の負担区分を前提として、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制を原則としている。

現在、下水道事業を取り巻く経営環境は大きく変化しており、財政状況を含めて、一層厳しくなっている。国からも公営企業会計の適用や経営戦略の策定による経営基盤の強化が求められ、本市では、平成29年4月に地方公営企業法の財務規定等の適用による公営企業会計への移行、さらに、平成30年2月には、北本市公共下水道事業経営戦略（平成29年度～令和13年度）を策定し、経営基盤の強化を進めている。

本市の公共下水道事業は、昭和49年から整備を開始、昭和56年4月に供用を開始し、計画的に下水道施設の整備を進めた結果、平成30年度末の市街化区域内の整備率は、84.7%、行政人口の普及率は74.5%となっている。

収支構造について、平成30年度決算をみると、下水道使用料で賄うべき経費である使用料対象経費（税抜）約7億251万円に対して、下水道使用料の収入（税抜）は約5億1,723万円で、約1億8,528万円不足している。また、公共下水道事業の経営指標で表すと、汚水処理原価（税抜）135.2円/m³に対し使用料単価（税抜）は99.5円/m³で、経費回収率は73.6%となって

2 下水道事業を取り巻く環境の変化

<公営企業の更なる経営改革の推進について、国からの要請>

(1)経営戦略の改定の推進

→下水道事業を安定的に継続できるよう、今後10年間の資金収支計画を定める経営戦略について、改定を要請

(2)公営企業の抜本的な改革等の推進

→広域化や民間活用、DX等の取組に関する要請

(3)公営企業の「見える化」の推進

→経営・資産等の状況を精緻に把握するための公営企業会計の導入を要請



<北本市の対応>

(1)「北本市公共下水道事業経営戦略」を平成29年度に策定し、令和4年2月に1度改定を実施。

さらに、昨今の物価上昇等の社会経済情勢の変化を踏まえて、将来予測等の見直しを行うとともに、収支構造の更なる適正化に向けて、令和8年2月に改定予定。

(2)広域化の取組として埼玉県荒川左岸北部流域下水道へ接続。民間活用の取組として中継ポンプ場の維持管理及び運転管理を民間委託。DXの取組として固定資産台帳システム・下水道台帳システムにより下水道情報を施設の維持管理や老朽化対策に活用。

(3)平成29年4月から公営企業会計を導入済。